

お客様 各位

住宅ローン控除における「調書方式」の取扱開始について

令和4年度税制改正において住宅ローン控除に係る確定申告・年末調整手続きが見直され、金融機関がお客様に年末残高証明書を交付する「証明書方式」に代えて、金融機関が年末残高調書を税務署に提出し、税務署が年末残高情報等をお客様に提供する「調書方式」が新たに導入されました。当金庫におきましても下記の通り「調書方式」を開始しますのでお知らせいたします。

なお、現在「証明書方式」の住宅ローンご利用者様については引き続き当金庫より年末残高証明書を郵送します。

記

1. 取扱開始日

令和7年1月6日（月）お借入れ分より

2. 「調書方式」の対象となるお客様（以下の（1）（2）いずれも当てはまる方）

（1）対象物件の居住開始年月日が令和5年1月1日以降の方

（2）取扱開始日以降に住宅関連資金のお借入れをされ、住宅ローン控除を利用される方

※取扱開始日以降に他の金融機関からお借り換えされる方で上記（1）に当てはまる方は対象になります。

※当金庫所定の様式の【個人番号届出書兼告知書】および【住宅ローン控除の適用申請書】の提出が必要となります。

3. 「証明書方式」と「調書方式」の概要

（1）証明書方式

住宅ローン控除の適用を受ける住宅ローンご利用者が、金融機関から交付を受けた年末残高証明書を、確定申告又は年末調整の際に、税務署又は勤務先に提出する方式です。

（2）調書方式

金融機関等が税務署に年末残高調書を提出し、国税当局から住宅ローンご利用者にマイナポータル連携により年末残高情報を提供する方式です。居住年が令和5年1月1日以降で、金融機関等に対し個人番号等を記載した「住宅ローン控除の適用申請書」を提出している住宅ローンご利用者が対象です。

「調書方式」に対応した金融機関からのお借入に係る住宅ローン控除の確定申告・年末調整の手続きについては、「年末残高調書」の年末残高等の情報を、マイナポータル連携によって活用することにより、手続きが簡便になります。手続きの詳細については国税庁のホームページをご確認ください。

以上